

感染拡大時、医療機関や福祉施設における新型コロナウイルス感染症の発生を防止するため、職員・利用者等に対し、一斉・定期的な検査を実施

➤対象者 感染拡大地域の医療機関及び福祉施設等の職員・利用者等

県内の医療機関等の職員数

医療機関等 : 約50,000人

介護福祉施設 : 約41,000人

障害福祉施設 : 約23,100人

児童福祉施設 : 約335人

合計 : 約114,500人

➤検査件数 1日当たり約700件、職員と利用者合わせて
最大約10万件の実施予定

➤実施方法 唾液採取によるPCR検査

➤実施時期 12月中旬から開始

感染拡大地域に所在する医療機関の職員を対象に一斉に検査を実施することで、医療機関内におけるクラスター等の発生を防止

開始時期 12月下旬から順次実施

検査方法 TMA法検査(唾液の自己採取による検査)

対象地域 大和郡山市(※)から開始

※人口10万人あたりの11月の感染者が多く、医療従事者の感染も発生

対象者 病院・有床診療所に勤務する職員(希望者)

<参考>

○本県では、「新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査対象の拡大について(通知)」(令和2年6月12日付け奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知)において、重症化予防を目的とした検査から、感染拡大防止を目的とした検査へ見直し、検査の対象を拡大。

○また、令和2年9月には、「新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象ガイドライン」を作成し、症状の有無にかかわらず感染リスクがある方を、確実に検査につなぐよう対応を依頼。

○各医療機関におかれては、改めて、院内感染防止対策の徹底をお願いしたい。